

平成28年2月24日

金融庁総務企画局企画課

信用制度参事官室 御中



全国生命保険労働組合連合会  
中央執行委員長 浜田 一郎



## 「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見

生保労連では、本件にかかる郵政民営化委員会における調査審議にあたり、意見書の提出やヒアリングを通じて、かんぽ生命には民間会社には無い政府の関与を背景とした絶大な信用力があり、民間会社との競争条件に明らかな差異があることや、地域において懸念される影響、また、生命保険販売の現場で働く組合員から寄せられた具体的な問題事例や組合員の切実な声等を伝えて参りました。

しかしながら、郵政民営化委員会の「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」において、当面の対応として、かんぽ生命の保険金額の通計制度による控除額の引き上げが妥当である旨の見解が示され、さらには将来的な一層の緩和に向けた検討の方向性が示されたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

また、日本郵政グループの中期経営計画では、かんぽ生命の株式について「まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」との内容に留まっており、かんぽ生命と民間会社との公平・公正な競争条件が確保される見通しが全く立っていない状況にあります。

政府出資が維持され続ける一方で、さらなる業務規制の緩和がなされていくことや、上場後も基本的に変わらないとされている、小口でシンプルな商品を提供するというかんぽ生命のビジネスモデルが変更されることとなれば、民間会社により甚大な影響を及ぼすこととなります。

したがって、今後、さらなる業務規制の緩和を検討する際には、日本郵政の保有するかんぽ生命の株式の完全売却への道筋が明確となっていること、および小口でシンプルな商品を提供するというかんぽ生命のビジネスモデルが維持されることを前提としたうえで、公平・公正な競争条件の確保等の観点から、慎重かつ十分な審議・検討が行われることを要望します。

以上